

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三十六号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十六その十の3の表中「田舎町」を「田舎町等特定整備事業」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。